

第3次鳥栖市行政改革大綱

- 第1次改訂版 -



～ ハートオブ九州 ～
笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市の実現を目指して

鳥 栖 市

目 次

はじめに	3
行政改革の基本方針	
1 基本的な考え方	4
2 行政改革の視点	4
3 集中改革プランの位置づけ	5
4 行政改革の組み立て	6
5 推進期間	6
行政改革の推進方策	
笑顔あふれる市役所づくり	
1) 行政サービスの向上	7
2) 行政活動の改善	8
活力あふれる市役所づくり	
1) 財源の効率的・効果的執行	10
2) 効率的行政組織の確立	11
交流ひろがる市役所づくり	
1) 市民参加型の行政運営	13
2) 広域行政の推進	14
推進体制	15
行政改革の推進と公表	16

はじめに

本市では、昭和61年度に「第1次鳥栖市行政改革大綱」、平成9年度に「第2次鳥栖市行政改革大綱」を策定し、住民本位の行政の実現を基本姿勢として行政改革の推進を図り、事務事業の見直し、組織機構の改革などに取り組んできました。

平成15年度からは、鳥栖市行政改革懇談会の提言を尊重して、地域特性を活かした「九州における存在感のあるまちづくり」を基本とした「第3次鳥栖市行政改革大綱」を策定し、推進期間を平成16年度から平成20年度として住民サービスの向上と経営感覚をもった行政運営の推進に取り組んでいます。

このような中、平成17年3月29日に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、一層積極的な行政改革の推進に努めるよう通知されました。内容といたしましては、行政改革大綱の見直しと、平成17年度から平成21年度までの行政改革の具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画を、平成17年度中に策定し公表することとされています。また、平成17年3月に、鳥栖市議会行財政制度調査特別委員会から行政経営の視点をもった地方分権時代にふさわしい実効性のある行政改革に向けての提言もなされたところです。

さらには、税源移譲、国庫補助負担金の見直し、地方交付税制度の改革という三位一体の改革が具体的に推進されています。

本大綱は、これらの経緯を踏まえ「自立した自治体」を確立するため、第3次鳥栖市行政改革大綱の考え方を踏襲するとともに、新たな課題などを整理して、ここに改訂版としてとりまとめたものです。

行政改革の基本方針

1 基本的な考え方

本格的な地方分権改革が進み、地方自治体の果たすべき役割はますます重要になっています。全国一律の施策から地域の実状に合わせた施策への転換が求められており、地域住民がまちづくりの施策を選択し、その責任も負っていく自己決定・自己責任への転換も求められております。そのためには、簡素で効率的な行政システムを構築し、財政収支の改善や新たな仕組みづくりへの取組など、自立した自治体へ改革していかねばなりません。

このようなことから、本市が掲げる将来都市像「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市」の実現を目指して、効率的・効果的な行財政運営を行い、市民と行政が互いに役割を分担し、共に考え、共に行動し、共に築くまちづくりを推進していくことを基本方針とします。

2 行政改革の視点

今日まで、効率的な行政運営、市民参加型行政の推進、地方分権への対応を図るため、中長期的な視点に立ち行財政改革に取り組んできました。

これからも、下記の項目を念頭に継続的に行政改革に取り組みます。

- 官と民の役割分担： 現状の業務の検証による民間能力の活用と行政のスリム化
- 市民協働の行政運営： NPO法人、ボランティア団体等と連携した市民参画型行政運営と情報の共有化
- 財政の健全化の推進： 徴収率の向上、受益者負担の適正化による自主財源の確保と行政コストの縮減
- 評価制度の定着： 事務事業評価など成果の視点からの改善の推進と資源の適正配分
- 人材育成の推進： 職員の能力評価、研修システム確立による人材育成

情報通信技術の活用： I T の積極的な活用による市民サービスの向上
組織機構の改革： 機動的で機能的な組織体制の整備と横断的な組織化の推進

NPO 法人

： 法人格をもった、公共サービスをしている民間非営利組織。医療・福祉や環境保全、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれる。

評価制度

： 市が実施する施策等の効果を測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、施策等の企画立案、選択、重点化及び効率的・効果的な実施に資する情報を提供する制度。

I T

： インフォrmーション・テクノロジー。情報技術。ハードウェア、ソフトウェア、システム構築、情報通信技術と設備などの総称。

3 集中改革プランの位置づけ

総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革指針）が示され、地方公共団体はこの指針に基づき平成 17 年度から平成 21 年度までの具体的な取組を明示した計画「集中改革プラン」を公表することとされています。

第 3 次鳥栖市行政改革大綱第 1 次改訂版は、国が公表を求めた内容に対応できるよう集中改革プランの取組を明確に位置づけました。

集中改革プランに示されている主な事項は、次のとおりです。

- 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 民間委託等の推進
- 定員管理の適正化
- 手当等の総点検をはじめとする給与の適正化
- 第三セクターの見直し
- 経費節減等の財政効果
- 地方公営企業の経営健全化

第三セクター

： 地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人等。

4 行政改革の組み立て

本市の将来都市像『笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市』の実現を目指し、市民と行政が互いに役割を分担し、共に考え、共に行動し、共に築くまちづくりを推進し、自立した自治体への改革を進めるため、次の3つの基本目標を柱とします。

基本目標 1 笑顔あふれる市役所づくり

市民の立場に立った対応ができる市役所を目指します。

基本目標 2 活力あふれる市役所づくり

自ら考え、行動を起こす活気あふれる市役所を目指します。

基本目標 3 交流ひろがる市役所づくり

市民協働、周辺地域との広域的交流ができるまちづくりを目指します。

5 推進期間

この行政改革の推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5カ年とします。

行政改革の推進方策

基本目標 1 笑顔あふれる市役所づくり

市民サービスの向上と市民福祉の増進が行政の基本的役割です。

市民の満足度を向上させるため、市民の視点に立った行政活動の改善を図ります。

(1) 行政サービスの向上

市民の視点に立った分かりやすい行政サービスの提供のため、窓口サービスの充実を図ります。また、ITの積極的な導入と有効利用によって内部事務事業の効率化・省力化を進め、行政コストの縮減を図るとともに、市民の立場に立った行政サービスの向上を図ります。

窓口サービスの改善

市役所の窓口事務は利便性、迅速性及び正確性が求められていることから、窓口サービスの充実を図ります。

利用者からの信頼が一層深まるよう、親切でわかりやすい総合案内の充実を図ります。

電子自治体の推進

行政情報や地域情報のネットワーク化等を推進し、市民生活に密着した行政情報の提供、意見提言の受信、公共施設案内及び予約などの情報通信機能の充実を図り、市民生活の利便性や快適性の向上を推進します。

迅速かつ効率的な行政事務の実現に向け、内部情報システムの再構築や拡充を推進します。

情報化の推進に伴う情報資産の保護の強化については、セキュリティ対策の充実を図るとともに、職員のモラルの一層の向上を図ります。

(2) 行政活動の改善

行政活動を行うなかで、新たな行政運営の視点で目的、必要性及び緊急性の検証はもとより施策などについて成果の視点から評価を行い、その内容を公開し、行政の説明責任の充実を図ります。また、簡素で効率的な行政システムを構築するため、官と民の役割分担を明確にし、民間活力の活用を図ります。

行政活動の効率的推進（集中 - 「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」）
市民のための行政サービスの確立と説明責任を果たすため、行政活動の目標を明確にし、その成果を重視した行政評価システムの充実を図ります。事務の簡素化・迅速化による市民サービス向上のために、同種類似の事務を整理統合するとともに、職員の権限と責任の委譲（職員分権）を進めます。

民間活力の活用（集中 - 「民間委託等の推進」）

公共施設について、市民の利便性の向上と効率的な運営を図るため、施設の利用状況などの検証を行い、指定管理者制度の活用を進めます。市民ニーズに的確に対応し極め細やかな市民サービスを提供するため、官と民の役割分担を検証し積極的に民間や市民の能力を活用します。

公共工事のコスト縮減

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を推進し、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共工事執行を確保します。工事発注の効率化や施工方法の合理化などを進め、透明性、公正性、適正施工の確保を図ります。

外郭団体等の見直し（集中 - 「第三セクターの見直し」）

外郭団体等について、点検評価を行い、それぞれの団体の主旨、目的に照らし、事務内容、経営状況、公的支援等について市民に積極的に情報公開を図るとともに、経営改善の検討などを含め見直しの検討を行います。

公営企業の経営健全化（集中 - 「地方公営企業の経営健全化」）
公営企業について、利用者のサービスの維持や向上に留意しつつ、事業収入による独立採算の原則を基本として、さらなる経営の効率化を計画的に推進します。

指定管理者制度

：平成15年9月、地方自治法の一部改正により導入された制度。公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民のサービス向上や行政コストの縮減を図ることを目的とした制度。

基本目標2 活力あふれる市役所づくり

行政が地域のために自らが考え行動することで、地域社会が生き活きとした活力あふれるものとなります。このために財源の効率的・効果的執行と、効率的な行政組織の確立を図ります。

(1) 財源の効率的・効果的執行

自主財源を含めた各種財源の積極的な確保と財源の重点的な予算配分等による効果的な執行を図ります。また、人件費をはじめとする固定費の総予算に占める割合を下げるなど、経常経費の節減等を図り、財源の効率的な執行を図ります。

自主財源の確保（集中 - 「経費節減等の財政効果」）

公平性の確保のため、市税等の収納の向上に努めます。また、使用料及び手数料についても、受益者負担の公平性や利用者の負担能力に考慮しながら受益と負担の適正化を図ります。

定住の促進のための住宅建設の誘導や企業誘致を積極的に進め、さらなる税収の確保に努めます。

市有財産の有効活用のため、不要不急地の活用方法や処分等を進めます。

経常経費の節減等（集中 - 「経費節減等の財政効果」）

将来への負担を最大限考慮し、投資的経費の見直しを行い適切な起債管理に努めるとともに、計画的に地方債残高の削減に努めます。

行政サービスの低下を招かないことを基本として、施設維持費や内部管理経費の見直しを継続して行い、経常経費の節減を図ります。

環境意識の高揚と行政コストの縮減のために、行政機関としてエコオフィスの積極的推進を図ります。

行政コスト計算書などを活用して市民にわかりやすい情報の提供に努めます。

給与の適正化（集中 - 「手当での総点検をはじめとする給与の適正化」）
国・民間等との均衡を図りながら、諸手当を含め給与制度・運用・水準の
適正化に努めます。

職員の福利厚生事業について点検・見直しを行い、適正化に努めます。

補助金等の整理合理化

補助金及び負担金等について、必要性や効果、経費負担のあり方などの検
証により見直しを図り、補助金等の有効的・効果的な活用を図ります。

行政コスト計算書

：当該年度の行政サービスに要する経費のうち、資産形成につながる支出を除いた現金支出に、発生主義の観
点から減価償却費等の現金支出に伴わないコストを加え、資産形成につながらない行政サービスの提供状況を
コスト面から把握するもの。

補助金

：地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって給付される現金的給
付。

（２）効率的行政組織の確立

組織の肥大化を防ぎ、社会情勢に即応した効率的な組織やシステムの構築を
図ります。また、職員の能力向上と意識改革のための研修に計画的に取り組み、
一人ひとりが経営感覚を持ち市民の立場にたった行政サービスを行える鳥栖市
職員を目指します。

組織機構の簡素・効率化

柔軟な組織機構の再編と簡素効率化のため、スクラップ・アンド・ビル
ドやサンセット方式による再編と市民の視点に立った組織体制の整備を
目指します。

機動的で効果的な組織運営を図るため、調査研究・計画立案・事業施策等
における組織横断的なプロジェクト組織の設置を推進します。

スクラップ・アンド・ビルド

：組織の新設（ビルド）にあたっては、同等の組織の廃止（スクラップ）を条件とし、純増を認めないという組織
管理手法。

サンセット方式

：行政の膨張化や硬直化を防ぐため、行政機関の設置や事業費の計上の終期を設定する方式。

定員管理の適正化（集中 - 「定員管理の適正化」）

社会経済情勢の変化などを踏まえ、対応すべき事務の範囲、施策の内容や手法を見直しながら、市民ニーズに的確に応えることのできるよう職員の適正配置を実施します。

積極的な民間委託等の推進やIT化の推進を進めるとともに、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化など、公務能率の維持・向上を基本とする要員配置を図り、年次計画による定員適正化を推進します。

職員の意識改革・人材育成

行政のプロとしての自覚と市民とのコミュニケーションが図れる「人間力」を持つ職員づくりを目指します。

職員個々の能力開発を図るとともに、民間や他の自治体との人事交流の推進、地元大学等の有効活用など研修の充実を図ります。

職員提案制度などを活用して、職員個々の潜在的能力や創造的発想を引き出すための施策を実施します。

行政運営における政策部門への女性職員の参画や、審議会などへの選任率を高めていくなど、女性の能力の活用・充実を図ります。

人間力

：個性豊かな人間性を持ち、感謝と奉仕の精神と何事にも挑戦する気持ちがあること。

基本目標3 交流ひろがる市役所づくり

地方分権の進展に伴い、地方自治体は自己決定・自己責任を基本とした政策主体の施策執行が必要となります。このため、市民と行政が共に考え、共に行動し、共に築く市民参加型の行政運営と交流拠点としての広域行政の推進を図ります。

(1) 市民参加型の行政運営

市民参加型の行政運営を推進するためには、市民ニーズを的確に把握する広報・広聴機能の充実が必要です。具体的な政策形成、基本計画策定、事務執行について、さまざまな情報を提供するとともに、市民ニーズを反映する仕組みづくりや体制整備の確立に努めます。さらに、地域やNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体との連携を強化し、それぞれの団体が公共的役割を担うことのできる環境づくりに取り組んでいきます。

行政情報の共有化

透明性の確保、説明責任の確保を図るため、あらゆる情報を的確に、迅速に、そして、わかりやすく提供していきます。

市民協働の推進

市民参加型の行政運営を推進するため、市民の声が反映できる市役所づくりを進めます。

市民協働によるまちづくりのためには、それぞれの特性や資源を活かし、対等な立場での協力がが必要です。そのため、地域やNPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体と連携を図る仕組みづくりに取り組めます。市民参加型の行政運営を推進するために、計画などの段階から市民が参画できる場を提供し、市民の主体的な行動を促進します。

(2) 広域行政の推進

自立した自治体を確立するため、広域的連携を推進し、効率的な行政運営、総合的な補完型の行政運営を目指します。

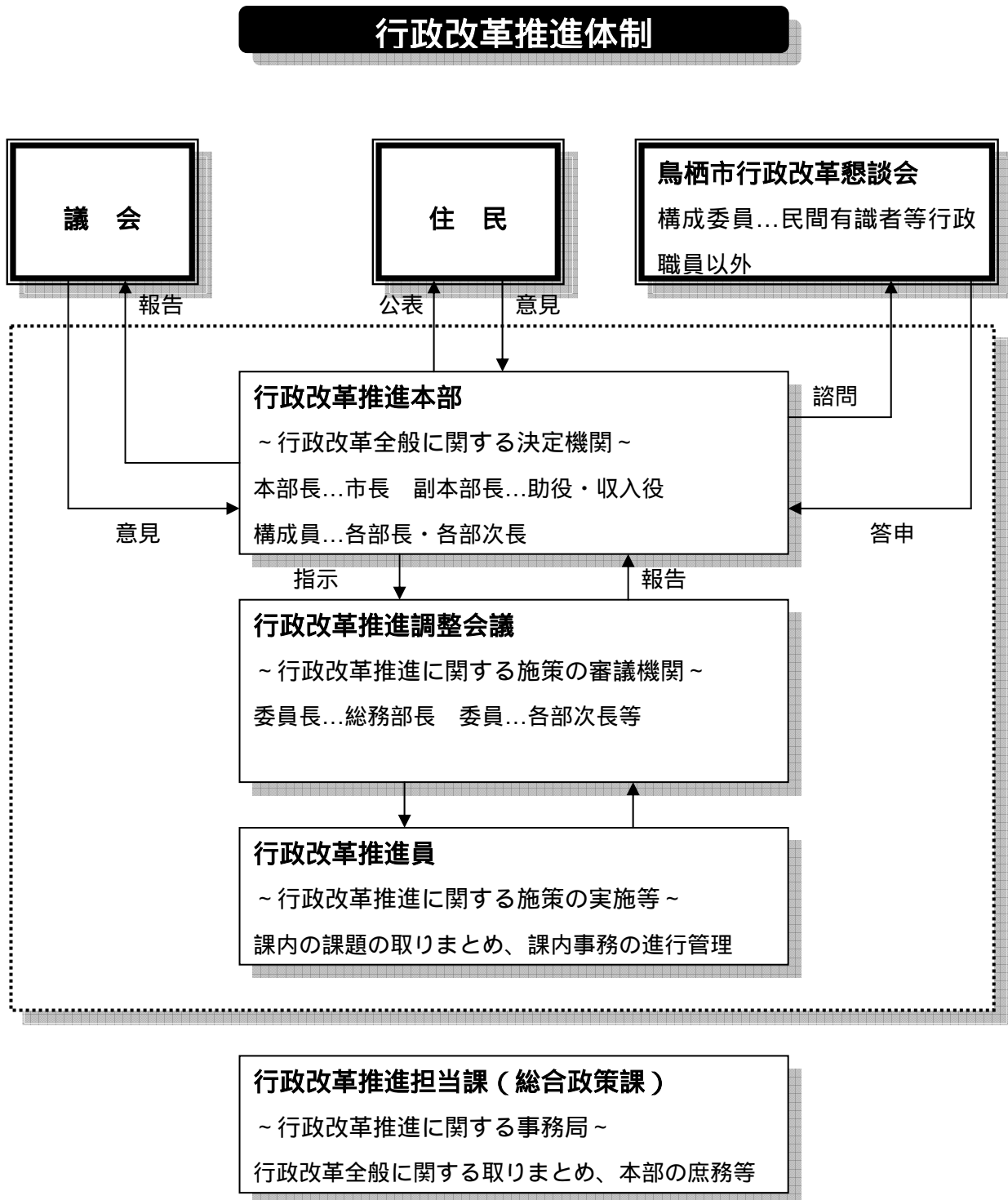
広域的連携の推進

地方分権や日常生活経済圏の広域化に対応するために、現在の鳥栖地区広域市町村圏組合などとの連携を図るとともに、当該事務事業を点検し、効率的な行政運営に努めます。

福岡都市圏、久留米市・小郡市など、県域を越えた連携・交流の促進を図り、地域の個性や主体性を尊重しつつ、補完型の行政運営を構築し、質の高いサービスの提供と経費縮減を図っていきます。

推進体制

今回の新たな行政改革の推進にあたっては、「第5次総合計画」との整合を図り、市長を本部長とする「鳥栖市行政改革推進本部」の下、必要な審議機関などを設置し、全庁的な取り組みを行います。



行政改革の推進と公表

この大綱及び実施計画を年次計画的に推進するため、年度ごとの取り組み目標を掲げた実施計画を策定するとともに、その推進状況などを市民に公開していきます。